

令和5年度 第2回鹿屋市農業委員会総会議事録

1 日 時：令和5年5月23日（火）

午前8時55分から午前10時09分

2 場 所：鹿屋市役所7階大会議室

3 委 員

出	新原 晃憲	出	畠井 孝二	出	藏ヶ崎 俊光	欠	上野 輝男
出	大園 和幸	出	西ノ原 敏男	出	郷原 實行	欠	福元 康光
出	寺下 幸弘	出	田中 次男	出	堀之内 節子	出	木場 夏芳
欠	中塩屋 均	出	田村 利秋	出	泊 義秋		
出	園田 誠	出	有村 隆	欠	村山 みつ子		
出	倉田 雪男	欠	榎原 辰夫	欠	本田 淳子		

推進委員

出	鶴田 勉	出	西元 貞幸	出	中牧 龍次	出	立元 和揮
欠	永山 智哉	出	谷口 芳久	出	細川 健一	欠	入佐 哲朗
出	持増 正	出	中尾 明德	出	矢野 嘉彦	出	川崎 守
出	垣内 直人	出	上穂木 紀順	出	松元 渡		
出	徳田 潤一	出	有馬 研一	欠	本村 ヤス子		
欠	高田 裕幸	出	森園 浩美	出	福元 里美		

4 部外者出席

農 政 課 農業振興係 主 事 前田 裕孝
 担い手育成係 主任主事 桃木 洋佑

5 事務局職員	局長	宮地 智治
	次長兼農地係長	税所 篤行
	主幹兼振興係長	上之脇 秀輝
	主 幹	前迫 篤弘
	主 査	池畑 信幸
	主任主事	角野 勝行
	主 査	凶師 竜太 (輝北総合支所産業建設課)

6 総会日程 [議事]

- ・農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による計画決定について
- ・農地法第3条の規定による許可申請の処分決定について
- ・農地法第5条の規定による許可申請の意見決定について
- ・農業振興地域整備計画の変更に係る意見決定について
- ・農地移動適正化あっせん申出について
- ・行動する鹿屋市農業委員会の確立に向けた取組方針の具体案について
- ・令和4年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価について
- ・令和5年度の最適化活動の目標及びその達成に向けた活動計画について
- ・農地法第18条第6項の規定による解約等の通知について

7 議事経過 別紙のとおり

8 署名委員 田中 次男 委員 ・ 田村 利秋 委員

本日の会議顛末について、会長は職員をしてこの会議録を調製せしめ、委員と共に署名する。

鹿屋市農業委員会会長

鹿屋市農業委員

鹿屋市農業委員

令和5年度 第2回鹿屋市農業委員会総会議事録

令和5年5月23日（火） 開会 午前8時55分 閉会 午前10時09分

鹿屋市役所7階大会議室

（開会）

局長 皆さん、ご起立ください。姿勢を正してください。

「一同礼」

着席してください。

議長 ただいまから、令和5年度第2回鹿屋市農業委員会総会を開会します。

事務局長に委員の出席状況を報告させます。

局長 本日の欠席は、福元副会長、上野委員、榎原委員、中塩屋委員、本田委員、村山委員、の6名です。出席委員数は15名で定数に達していますので、総会は成立していることを報告します。

なお、推進委員の欠席は、入佐委員、高田委員、本村委員、永山委員の4名です。

鹿屋市農業委員会規則第13条の規定により、議長は会長が務めることとなっていますので、以降の議事の進行は、木場会長にお願いします。

議長 鹿屋市農業委員会規則第31条第2項に規定する議事録署名委員ですが、議席番号9番の田中委員と、10番の田村委員を指名します。

本日の会議書記は、事務局職員の前迫主幹を指名します。これより議事に入ります。

1頁、議案第10号「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による計画決定について」を議題とします。事務局の説明をお願いします。

上之脇 議案第10号につきましては、1頁から99頁です。初めに利用権設定について、2頁で説明します。公告年月日は、令和5年5月24日です。合計面積は、36万7㎡、うち更新分12万3千24㎡、内訳として、田が9万1千389㎡、畑が26万8千618㎡です。利用権を設定する者が131人、設定を受ける者が70人です。始期は、いずれも令和5年6月1日です。期間は、1年、2年、3年、5年、6年、9年、10年です。

次の3頁から68頁は、設定期間、権利区分及び設定内容別です。初めに3頁です。

次の1番から10頁の15番までは、設定期間が1年です。1番、2番は、賃借権で新規設定。

次に、4頁、3番、4番は、賃借権で新規設定。

次に、5頁、5番、6番は、賃借権で新規設定。

次に、6頁、7番、8番は、賃借権で新規設定。

次に、7頁、9番、10番は、賃借権で新規設定。

次に、8頁、11番、12番は、賃借権で新規設定。

次に、9頁、13番、14番は、賃借権で新規設定。

次に、10頁、15番は、賃借権で再設定。

次の16番から12頁の18番までは、設定期間が2年です。16番は、使用賃借権で新規設定。

次に、11頁、17番、18番は、賃借権で再設定。

次に、12頁、次の19番から25頁の43番までは、設定期間が3年です。19番は、賃借権で新規設定。

次に、13頁、20番、21番は、賃借権で新規設定。

次に、14頁、22番、23番は、賃借権で新規設定。

次に、15頁、24番、25番は、賃借権で新規設定。

次に、16頁、26番、27番は、賃借権で新規設定。

次に、17頁、28番、29番は、賃借権で新規設定。

次に、18頁、30番、31番は、賃借権で新規設定。

次に、19頁、32番、33番は、賃借権で新規設定。

次に、20頁、34番は、賃借権で新規設定。

次に、21頁、35番、36番は、賃借権で新規設定。

次に、22頁、37番、38番は、賃借権で再設定。

次に、23頁、39番、40番は、賃借権で再設定。

次に、24頁、41番は、賃借権で再設定。

次の42番は、議事参与制限にあたりますので後ほど説明します。

次に、25頁、43番は、賃借権で再設定。

次の44番から48頁の88番までは、設定期間が5年です。44番は、使用賃借権で新規設定。

次に、26頁、45番、46番は、賃借権で新規設定。

次に、27頁、47番、48番は、使用賃借権で新規設定。

次に、28頁、49番、50番は、賃借権で新規設定。

次に、29頁、51番は、賃借権で新規設定。52番は、使用賃借権で新規設定。

次に、30頁、53番、54番は、賃借権で新規設定。

次に、31頁、55番、56番は、使用賃借権で新規設定。

次に、32頁、57番は、使用賃借権で新規設定。

次に、33頁、58番は、使用賃借権で新規設定。59番は、賃借権で新規設定。

次に、34 頁、60 番は、賃借権で新規設定。

次の 61 番は、農業委員会の取決め制限にあたりますので後ほど説明します。

次に、35 頁、62 番、63 番は、賃借権で新規設定。

次に、36 頁、64 番は、賃借権で新規設定。65 番は、使用貸借権で新規設定。

次に、37 頁、66 番、67 番は、賃借権で新規設定。

次に、38 頁、68 番、69 番は、賃借権で新規設定。

次に、39 頁、70 番は、賃借権で新規設定。71 番は、賃借権で再設定。

次に、40 頁、72 番、73 番は、賃借権で再設定。

次に、41 頁、74 番、75 番は、賃借権で再設定。

次に、42 頁、76 番、77 番は、使用貸借権で再設定。

次に、43 頁、78 番は、賃借権で再設定。79 番は、使用貸借権で再設定。

次に、44 頁、80 番、81 番は、使用貸借権で再設定。

次に、45 頁、82 番、83 番は、賃借権で再設定。

次に、46 頁、84 番、85 番は、賃借権で再設定。

次に、47 頁、86 番、87 番は、賃借権で再設定。

次に、48 頁、次の 88 番は、農業委員会の取決め制限にあたりますので後ほど説明します。

次の 89 番から 55 頁の 102 番までは、設定期間が 6 年です。89 番は、賃借権で新規設定。

次に、49 頁、90 番、91 番は、賃借権で新規設定。次に、50 頁、92 番、93 番は、賃借権で新規設定。

次に、51 頁、94 番は、賃借権で新規設定。95 番は、賃借権で再設定。

次に、52 頁、96 番、97 番は、賃借権で再設定。

次に、53 頁、98 番は、賃借権で再設定。

次に、54 頁、99 番は、賃借権で再設定。100 番は、使用貸借権で再設定。

次に、55 頁、次の 101 番から 102 番までは、議事参与制限にあたりますので後ほど一括して説明します。

次に、56 頁、次の 103 番は設定期間が 9 年です。

次の 103 番は、議事参与制限にあたりますので後ほど説明します。

次の 104 番から 68 頁の 126 番までは設定期間が 10 年です。104 番は、賃借権で新規設定。

次に、57 頁、105 番、106 番は、賃借権で新規設定。

次に、58 頁、107 番、108 番は、使用貸借権で新規設定。

次に、59 頁、109 番は、賃借権で新規設定。

次に、60 頁、110 番、111 番は、賃借権で新規設定。

次に、61 頁、112 番、113 番は、賃借権で新規設定。

次に、62 頁、114 番、115 番は、使用貸借権で新規設定。

次に、63 頁、116 番は、使用貸借権で新規設定。117 番は、賃借権で新規設定。

次に、64 頁、118 番、119 番は、賃借権で再設定。

次に、65 頁、120 番、121 番は、賃借権で再設定。

次に、66 頁、122 番は、賃借権で再設定。123 番は、使用貸借権で再設定。

次に、67 頁、124 番、125 番は、賃借権で再設定。

次に、68 頁、126 番は、使用貸借権で再設定。

以上です。

議 長 ただいま事務局から説明がありました、3 頁から 68 頁までの 126 件の利用権設定ですが、24 頁の 3 年もの 42 番が鹿屋市農業委員会規則第 26 条の規定に基づく、議事参与の制限にあたりますが、福元副会長が欠席のためこのまま審議します。事務局の説明をお願いします。

上之脇 24 頁の 42 番は、借人、福元副会長の経営される法人が賃借権の再設定を行うもので、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の要件を満たしていると考えます。以上です。

議 長 福元副会長に係る 3 年もの 1 件です。ご異議ありませんか。

「異議なし」

「異議なし」ですので、申請どおり許可と決定します。

次に、34 頁の 5 年もの 61 番が、農業委員会の取決め制限にあたりますので、松元委員に退席をいただき審議します。

(松元委員：退席)

事務局の説明をお願いします。

上之脇 34 頁の 61 番は、貸人、松元委員が賃借権の新規設定を行うもので、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の要件を満たしていると考えます。以上です。

議 長 松元委員に係る 5 年もの 1 件です。ご異議ありませんか。

「異議なし」

「異議なし」ですので、申請どおり許可と決定します。

(松元委員：着席)

松元委員に係る案件は、申請どおり許可と決定しました。

次に、48 頁の 5 年もの 88 番が農業委員会の取決め制限にあたりますので、中牧委員に

退席をいただき審議します。

(中牧委員：退席)

事務局の説明をお願いします。

上之脇 48 頁の 88 番は、借人、中牧委員が賃借権の新規設定を行うもので、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の要件を満たしていると考えます。以上です。

議 長 中牧委員に係る 5 年もの 1 件です。ご異議ありませんか。

「異議なし」

「異議なし」ですので、申請どおり許可と決定します。

(中牧委員：着席)

中牧委員に係る案件は、申請どおり許可と決定しました。

次に、55 頁の 6 年もの 101 番と 102 番が、議事参与の制限にあたりますが、本田委員が欠席のためこのまま審議します。事務局の説明をお願いします。

上之脇 55 頁の 101 番及び 102 番は、借人、本田委員の息子が賃借権の新規設定を行うもので、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の要件を満たしていると考えます。以上です。

議 長 本田委員に係る 6 年もの 2 件です。ご異議ありませんか。

「異議なし」

「異議なし」ですので、申請どおり許可と決定します。

次に、56 頁の 9 年もの 103 番が、議事参与の制限にあたりますので、倉田委員に退席をいただき審議します。

(倉田委員：退席)

事務局の説明をお願いします。

上之脇 56 頁の 103 番は、借人、倉田委員が賃借権の再設定を行うもので、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の要件を満たしていると考えます。以上です。

議 長 倉田委員に係る 9 年もの 1 件です。ご異議ありませんか。

「異議なし」

「異議なし」ですので、申請どおり許可と決定します。

(倉田委員：着席)

倉田委員に係る案件は、申請どおり許可と決定しました。

次に残りの 120 件です。ご異議ありませんか。

「異議なし」

「異議なし」ですので、申請どおり許可と決定します。

次に、69 頁、「農業経営基盤強化促進法に基づく所有権移転について」を議題とします。

事務局の説明をお願いします。

上之脇 所有権移転につきましては、69 頁から 73 頁です。まず、69 頁で説明します。

公告年月日は令和 5 年 5 月 24 日、合計面積は、1 万 5 千 484 m²です。内訳としまして、田が 1 千 722 m²、畑が 1 万 3 千 762 m²です。所有権を移転する者が 7 人、所有権の移転を受ける者が 7 人です。

次に 70 頁、次の 1 番から 73 頁の 7 番までは、全て所有権移転協議が成立したものですのでお目通し願います。以上です。

議長 ただいま説明がありました所有権移転協議が成立したものの 7 件です。ご異議ありませんか。

「異議なし」

「異議なし」ですので、申請どおり許可と決定します。

次に、74 頁、「農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画について」を議題といたします。事務局の説明をお願いします。

上之脇 中間管理権設定につきましては、74 頁から 99 頁です。まず 74 頁で説明します。

公告年月日は、令和 5 年 5 月 24 日です。合計面積は、13 万 750 m²で、うち、田が 4 万 3 千 59 m²、畑が 8 万 5 千 707 m²、その他が 1 千 984 m²です。利用権を設定する者が 47 人、利用権の設定を受ける者が 23 人で、新規設定 50 件です。始期は全て、令和 5 年 6 月 1 日で、期間は 5 年及び 10 年です。

75 頁をご覧ください。

次の 1 番から 83 頁の 17 番は、設定期間が 5 年です。1 番、2 番は、賃借権。

次に、76 頁、3 番、4 番は、賃借権。

次に、77 頁、5 番は、使用貸借権。

次の 6 番から 78 頁の 7 番は、農業委員会の取決め制限にあたりますので後ほど一括して説明します。

次に、78 頁、8 番は、賃借権。

次に、79 頁、9 番、10 番は、賃借権。

次に、80 頁、11 番、12 番は、賃借権。

次に、81 頁、13 番、14 番は、賃借権。

次に、82 頁、15 番は、賃借権。

次の 16 番は、農業委員会の取決め制限にあたりますので後ほど説明します。

次に、83 頁、17 番は、賃借権。

次の 18 番から 99 頁の 50 番は、設定期間が 10 年です。18 番は、賃借権。

次に、84 頁、19 番、20 番は、賃借権。

次に、85 頁、21 番、22 番は、賃借権。

次に、86 頁、23 番、24 番は、賃借権。

次に、87 頁、25 番、26 番は、賃借権。

次に、88 頁、27 番、28 番は、賃借権。

次に、89 頁、29 番、30 番は、賃借権。

次に、90 頁、31 番、32 番は、賃借権。

次に、91 頁、33 番、34 番は、賃借権。

次に、92 頁、35 番、36 番は、賃借権。

次に、93 頁、次の 37 番から 94 頁の 40 番は、農業委員会の取決め制限にあたりますので後ほど一括して説明します。

次に、95 頁、41 番、42 番は、賃借権。

次に、96 頁、43 番、44 番は、賃借権。

次に、97 頁、45 番は、賃借権。46 番は、使用賃借権。

次に、98 頁、次の 47 番は、農業委員会の取決め制限にあたりますので後ほど説明します。

次の 48 番は、議事参与制限にあたりますので後ほど説明します。

次に、99 頁、49 番、50 番は、賃借権。以上です。

議長 ただいま説明がありました、75 頁から 99 頁までの中間管理権設定 50 件です。

77 頁の 5 年もの 6 番と 78 頁の 7 番、82 頁の 16 番と 98 頁の 10 年もの 47 番が農業委員会の取決め制限にあたりますが、入佐委員が欠席のためこのまま審議します。事務局の説明をお願いします。

上之脇 77 頁の 6 番から 78 頁の 7 番、82 頁の 16 番及び 98 頁の 47 番は、借人及び貸人である入佐委員が賃借権の新規設定を行うもので、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の要件を満たしていると考えます。以上です。

議長 入佐委員に係る 5 年もの 3 件と 10 年もの 1 件です。ご異議ありませんか。

「異議なし」

「異議なし」ですので、申請どおり許可と決定します。

次に、93 頁の 10 年もの 37 番から 94 頁の 40 番までが農業委員会の取決め制限にあたりますが、高田委員が欠席のため、このまま審議します。事務局の説明をお願いします。

上之脇 93 頁の 37 番から 94 頁の 40 番は、借人である高田委員が賃借権の新規設定を行うもので、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の要件を満たしていると考えます。以上です。

議 長 高田委員に係る 10 年もの 4 件です。ご異議ありませんか。

「異議なし」

「異議なし」ですので、申請どおり許可と決定します。

次に、98 頁の 10 年もの 48 番が議事参与の制限にあたりますが、福元副会長が欠席のためこのまま審議します。事務局の説明をお願いします。

上之脇 98 頁の 48 番は、借人である福元副会長が経営される法人が賃借権の新規設定を行うもので、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の要件を満たしていると考えます。

以上です。

議 長 福元副会長に係る 10 年もの 1 件です。ご異議ありませんか。

「異議なし」

「異議なし」ですので、申請どおり許可と決定します。

次に残りの 41 件です。ご異議ありませんか。

「はい」

議 長 どうぞ。

泊 委員の泊です。97 頁の 45 番の入佐委員の案件であります。農業委員会の取決め制限があると思いますが、備考欄への記載が漏れているのではありませんか。

上之脇 泊委員のご指摘のとおり、入佐委員にかかる案件であり、農業委員会の取決め制限にあたりますが、記載が漏れておりましたので修正させていただきたいと思います。

議 長 説明のとおりでよろしいですか。

泊 「はい」

議 長 ご指摘のありました、入佐委員にかかる件については、修正して申請どおり許可と決定します。ご意義ありませんか。

「異議なし」

「異議なし」ですので、申請どおり許可と決定します。

次に、100 頁、議案第 11 号「農地法第 3 条の規定による許可申請の処分決定について」を議題とします。事務局の説明をお願いします。

上之脇 議案第 11 号につきましては、100 頁から 104 頁です。

今回は、所有権移転のみで 19 件です。初めに、100 頁です。1 番は、畑が 3 筆で 3 千 739 m²の贈与です。2 番は、畑が 3 筆で 7 千 405 m²の贈与です。3 番は、田が 3 筆で 1 千 941 m²の贈与です。4 番は、畑が 1 筆で 850 m²の贈与です。

次に、101 頁です。5 番は、畑が 1 筆で 4 千 326 m²の売買です。6 番は、畑が 1 筆で 1 千 111 m²の交換です。7 番と関連です。7 番は、畑が 1 筆で 1 千 606 m²の交換です。6 番

と関連です。8番は、田が10筆で4千210㎡の売買です。

次に、102頁です。9番は、畑が1筆で905㎡の売買です。10番は、畑が1筆で840㎡の売買です。11番は、畑が1筆で495㎡の贈与です。12番は、畑が1筆で430㎡の売買です。

次に、103頁です。13番は、畑が2筆で1千540㎡の売買です。14番は、畑が1筆で449㎡の売買です。15番は、畑が2筆で1千927㎡の売買です。次の16番から104頁の19番までは、全て記載のとおりです。以上です。

議長 　ただいま、事務局から説明しましたが、調査がなされていますので、103頁の16番と17番を泊委員に、104頁の18番と19番を徳田委員に報告をお願いします。

泊 　議席番号16番の泊です。去る5月15日、記載の二名と事務局で、農地法第3条の申請に伴う現地調査を行いましたので、報告します。まず、103頁の16番ですが、県外からの移住による農業開始の調査です。申請者は県外の方で、7月頃に移住予定とのことで、住居と併せて農地を購入するものです。農作業に必要な農機具等は旧所有者から借りるということで確認できました。取得する農地では甘藷を作付けするとのことでした。

次に、17番です。知人からの贈与による所有権移転の調査です。申請者は、市外の方で、農作業に必要な農機具等は所有しておりました。今回、取得する農地には甘藷を作付けするとのことでした。

以上、農地の全てを効率的に利用して、耕作を行うと認められることから、農地法第3条第2項各号には該当しないと判断されるため、調査員としましては、3条の許可要件を満たしていると判断いたしました。以上です。

徳田 　推進委員の徳田です。去る5月15日、記載の二名と事務局で、農地法第3条の申請に伴う現地調査を行いましたので、報告します。まず、104頁の18番ですが、市外からの移住による農業開始の調査です。申請者は市外の方で、農地を取得するもので、農作業に必要な農機具等も所有しておりました。今回、取得する農地では野菜を作付けし、併設予定のカフェで提供するとのことでした。

次に、19番ですが、申請者は市内で養鶏業を営む方で、農作業に必要な農機具等も所有しておりました。今回、取得する農地ではニンジンやキャベツ等を作付けし複合経営を行うとのことでした。

以上、農地の全てを効率的に利用して、耕作を行うと認められることから、農地法第3条第2項各号には該当しないと判断されるため、調査員としましては、3条の許可要件を満たしていると判断いたしました。以上です。

議長 　ただいま、説明、報告がありました19件について、ご異議ありませんか。

「異議なし」

「異議なし」ですので、申請どおり許可と決定します。

次に、105 頁、議案第 12 号「農地法第 5 条の規定による許可申請の意見決定について」を議題とします。事務局の説明をお願いします。

上之脇 議案第 12 号につきましては、105 頁から 108 頁です。まず、105 頁をご覧ください。

1 番は、建売住宅を整備するもので、農地区分は 3 の 5 です。2 番は、福祉施設を整備するもので、農地区分は 3 の 5 です。3 番は、アパートを整備するもので、農地区分は 1 の 3 です。なお、令和 4 年度第 8 回総会審議済です。4 番は、就労支援施設を整備するもので、農地区分は 1 の 3 です。なお、令和 4 年度第 4 回総会審議済です。

次に、106 頁をご覧ください。5 番は、総合福祉施設、駐車場を整備するもので、農地区分は 1 の 3 です。なお、令和 4 年度第 8 回総会で審議済です。次の 6 番から 108 頁の 16 番までは、全て記載のとおりです。以上です。

議 長 ただいま、事務局から説明しましたが、調査がなされていますので、106 頁の 6 番から 107 頁の 9 番までを倉田委員に、107 頁の 10 番から 108 頁の 16 番までを垣内委員に報告をお願いします。

倉 田 議席番号 6 番の倉田です。去る 5 月 12 日、記載の 2 名と事務局で農地法第 5 条申請の現地調査を実施しましたので報告をいたします。まず、106 頁の 6 番ですが、申請地は笠之原小学校の南に位置し、申請地付近は、10ha 以上の農地の広がりがあり、土地改良事業は施行されていますが、住宅地の連たんする街区内に位置することから、第 3 種農地と判断されます。申請者は市外で不動産を営む法人で、申請地に建売住宅 6 棟、駐車場及び通路を整備する計画です。申請地は、街区に占める宅地の面積の割合が 40%を超えている区域内にあることから、第 3 種農地の許可要件である「街区内 4 割超住宅化農地」に該当すると判断しました。

次に 7 番ですが、申請地は鹿屋旭原郵便局の南に位置し、申請地付近は、10ha 以上の農地の広がりがなく、土地改良事業は施行されていますが、住宅地の連たんする街区内に位置することから、第 3 種農地と判断されます。申請者は市内の方で、申請地に一般住宅を整備する計画です。申請地は、街区に占める宅地の面積の割合が 40%を超えている区域内にあることから、第 3 種農地の許可要件である「街区内 4 割超住宅化農地」に該当すると判断しました。

次に 8 番ですが、申請地は鹿屋旭原郵便局の南西に位置し、申請地付近は、10ha 以上の農地の広がりがあり、土地改良事業は施行されていますが、住宅地の連たんする街区内に位置することから、第 3 種農地と判断されます。申請者は市内で不動産を営む法人で、

申請地に、アパートを整備する計画です。申請地は、街区に占める宅地の面積の割合が40%を超えている区域内にあることから、第3種農地の許可要件である「街区内4割超住宅化農地」に該当すると判断しました。

次に107ページの9番ですが、申請地は細山田インターチェンジ北に位置し、申請地付近は10ha以上の農地の広がりがあり、土地改良事業も施行されていることから、第1種農地と判断されます。申請者は市内の方で、申請地に一般住宅を整備する計画です。周辺は、集落につながる場所で、第1種農地の許可要件である「集落接続施設」に該当すると判断しました。

以上、6番から9番は、排水施設も整備する計画で、周辺農地に悪影響を及ぼす恐れがないことから、調査員としては、転用は支障がないと判断しました。以上です。

垣内 推進委員の柿内です。去る5月12日、記載の2名と事務局で農地法第5条申請の現地調査を実施しましたので報告をいたします。まず、107頁の10番ですが、申請地は鹿屋工業高校の西に位置し、申請地付近は、10ha以上の農地の広がりがなく、土地改良事業は施行されていますが、住宅地の連たんする街区内に位置することから、第3種農地と判断されます。申請者は市内で不動産業を営む法人で、申請地に、建売住宅8棟を整備する計画です。申請地は、街区に占める宅地の面積の割合が40%を超えている区域内にあることから、第3種農地の許可要件である「街区内4割超住宅化農地」に該当すると判断しました。

次に11番ですが、申請地は川西簡易郵便局の南東に位置し、申請地付近は、10ha以上の農地の広がりがありますが、住宅地の連たんする街区内に位置することから、第3種農地と判断されます。申請者は市内の方で、申請地に、資材置場を整備する計画です。申請地は、街区に占める宅地の面積の割合が40%を超えている区域内にあることから、第3種農地の許可要件である「街区内4割超住宅化農地」に該当すると判断しました。

次に12番ですが、鹿屋南町郵便局の南東に位置し、周囲は10ha以上の農地の広がりがなく、土地改良事業も未施行であることから、第2種農地と判断されます。申請者は市内の方で、申請地に一般住宅を整備する計画です。周辺は小集団の生産性の低い農地で、他のいずれの要件にも該当しないため、第2種農地の許可要件である「その他の農地」に該当すると判断しました。

次に108ページの13番ですが、申請地は大始良郵便局の北に位置し、申請地付近は、10ha以上の農地の広がりはありませんが、土地改良事業が施行されていることから、第1種農地と判断されます。申請者は市内の方で、申請地に貸駐車場を整備する計画です。周辺は、集落につながる場所で、第1種農地の許可要件である「集落接続施設」に該当すると判断しました。

次に14番ですが、申請地は野里運動公園の南西に位置し、申請地付近は、10ha以上の農地の広がりがあることから、第1種農地と判断されます。申請者は市内の方で、申請地に一般住宅を整備する計画です。周辺は、集落につながる場所で、第1種農地の許可要件である「集落接続施設」に該当すると判断しました。

次に15番ですが、申請地は先ほどの14番の西側に隣接し、申請地付近は、10ha以上の農地の広がりがあることから、第1種農地と判断されます。申請者は市内の方で、申請地に事務所、洗車場、駐車場及び倉庫を整備する計画です。周辺は、集落につながる場所で、第1種農地の許可要件である「集落接続施設」に該当すると判断しました。

次に16番ですが、野里小学校の北西に位置し、周囲は10ha以上の農地の広がりがなく、土地改良事業も未施行であることから、第2種農地と判断されます。申請者は市内で不動産業を営む法人で、申請地に条件付土地を整備する計画です。周辺は小集団の生産性の低い農地で、他のいずれの要件にも該当しないため、第2種農地の許可要件である「その他の農地」に該当すると判断しました。

以上、10番から16番は、排水施設も整備する計画で、周辺農地に悪影響を及ぼす恐れがないことから、調査員としては、転用は支障がないと判断しました。以上です。

議長 　　ただいま説明、報告がありました、許可申請16件について、ご異議ありませんか。

「異議なし」

「異議なし」ですので、申請どおり許可意見を付して県へ進達します。

次に、109頁、議案第13号「農業振興地域整備計画の変更に係る意見決定について」を議題とします。事務局の説明をお願いします。

上之脇 　　議案第13号につきましては、109頁から114頁です。109頁で説明します。

右下の表をご覧ください。今回は5件で、全て畑で7筆です。対象面積は、1万820㎡です。5番は、議事参与制限にあたりますので後ほど説明します。

次の110頁から114頁までは、付近見取図及び施設配置計画図となっています。

以上です。

議長 　　ただいま、事務局から説明しましたが、109頁の5番が、議事参与の制限にあたりますが、福元副会長が欠席のためこのまま審議します。それでは、調査がなされていますので報告してもらいますが、調査した委員が本日欠席のため、事務局から報告をお願いします。

前 迫 　　事務局の前迫です。去る5月12日に、記載の委員と事務局で農業振興地域整備計画の変更に係る現地調査を行いましたので報告いたします。109頁をご覧ください。

まず1番ですが、周辺図等は110頁をご覧ください。農振除外の申し出です。

申請人は県外の方で、申請地は仏山研修館の南東で申請地を山林として管理する計画で

すが、既に山林化してから 20 年以上が経過していると判断され、周辺農地への影響もないと思われることから、農振除外後は非農地と認められると判断しました。

次に 2 番ですが、周辺図等は 111 頁をご覧ください。用途変更の申し出です。

申請人は市内で農業を営む法人で、申出地は東原小学校の南側に位置し、農業用倉庫を整備する計画であることから、農用地区域内農地の許可基準である「農用地利用計画指定用途」に該当し、転用許可の見込みがあると判断しました。

次に 3 番ですが、周辺図等は 112 頁をご覧ください。農振除外の申し出です。

申請人は市内の方で、申請地をホテルの広場として整備する計画です。申請地は串良農村環境改善センターの北東で、10ha 以上の農地の広がりがあり、農振除外後は第 1 種農地と判断されます。周囲には集落が形成されており、その集落に接続していることから、第 1 種農地の許可基準である「集落接続施設」に該当し、転用許可の見込みがあると判断しました。ただし、既に整備済みであることから、始末書の添付が必要であると考えます。

次に 4 番ですが、周辺図等は 113 頁をご覧ください。農振除外の申し出です。

申請人は市内の法人で、申出地は串良学校給食センターの南で、10ha 以上の農地の広がりがあることから、第 1 種農地と判断されます。申出地に近隣の事業所のための資材置場及び駐車場を整備する計画であり、周囲には集落が形成されており、その集落に接続していることから、第 1 種農地の許可基準である「集落接続施設」に該当し、転用許可の見込みがあると思われると判断しました。なお、「串良町上小原 3311 番 1」は、既に施設整備が完了しており、その他の相談地も農地として利用されていないことから、始末書の添付が必要であると考えます。

最後に 5 番ですが、周辺図等は 114 頁をご覧ください。農振除外の申し出です。

申出人は市外の方で、福元副会長が所有する申出地に一般住宅を整備する計画です。申出地は、下名西地区ふれあいセンターの南西で、10ha 以上の農地の広がりがあることから、農振除外後は第 1 種農地と判断されます。周囲には集落が形成されており、その集落に接続していることから、第 1 種農地の許可基準である「集落接続施設」に該当し、転用許可の見込みがあると思われると判断しました。

以上、排水施設等も整備する計画で、周辺農地に悪影響を及ぼすおそれがないことから、調査員としましては、農振除外及び用途変更についての支障はないと判断しました。

議長 福元副会長に係る案件 1 件と他の 4 件です。ご異議ありませんか。

「異議なし」

「異議なし」ですので、申請どおり許可意見を付して市長部局へ進達します。

次に、115 頁、議案第 14 号「農地移動適正化あっせん申出について」を議題とします。

事務局の説明をお願いします。

上之脇 議案第 14 号につきましては、115 頁から 116 頁です。

今回新たに、譲渡希望が 115 頁の 1 番から 3 番までの 3 件ですのでお目通し願います。次に、賃貸借希望が 116 頁の 1 番から 7 番までの 7 件ですのでお目通し願います。以上です。

議 長 ただいま、事務局から新たな申出農用地について説明がありました。これらの案件は、議長からあっせん委員の指名をします。

115 頁、土地の所有者からの譲渡希望の 1 番から 3 番までを榎原委員と森園委員にお願いします。

116 頁、賃貸借希望の 1 番を大園委員と永山委員に、2 番から 4 番までを堀之内委員と矢野委員に、5 番を郷原委員と細川委員に、6 番と 7 番を堀之内委員と矢野委員にお願いします。

次に、117 頁、議案第 15 号「行動する鹿屋市農業委員会の確立に向けた取組方針の具体案について」を議題とします。事務局の説明をお願いします。

次 長 議案第 15 号について説明いたします。この議案につきましては、例年、この時期に議案として挙げさせているものです。

まず、117 頁のその 1、令和 4 年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価についてです。1 の農業の概要については、大隅地域の農業の値となります。昨年度とは、耕地面積が 9,730ha から 9,270ha に変更となっています。2 の農業委員会の現在の体制についての変更はありません。

次に 118 頁、担い手への農地の利用集積・集約化については、集積実績が 4,162ha で達成率 101.44%でほぼ目標と同程度の実績でした。

次に 119 頁、新たに農業経営を営もうとする者の参入促進については、12 名の新規参入者があったところです。

次に 120 頁、遊休農地に関する措置に関する評価については、農家の高齢化や鳥獣被害等により、遊休農地面積が 404ha で、昨年度より 5ha 増加しました。

次に 121 頁、違反転用については、4 年度は県に報告した違反転用は無く、2 年度以前に発生した違反転用について引き続き、是正の手続を行っているところです。

次に 122 頁、農地法等によりその権限に属された事務に関する点検について、1 の農地法第 3 条に基づく許可事務は、1 年間の受付件数が 266 件、許可件数が 259 件で申取り消し件数 7 件、申請からの処理期間が 23 日という結果です。2 の農地転用に関する事務は、270 件で申請からの処理期間が 48 日という結果です。

次に123頁、3の農地所有適格法人からの報告への対応は、93法人でした。4の情報の提供は、賃貸借件数が1,770件、権利移動件数が96件、農地台帳面積が9,270haとなりました。

次に124頁、地域農業者等からの主な要望・意見及び対処内容はありませんでした。事務の実施状況の公表については、ホームページで公表しています。

次に、125頁から127頁までの、その2令和5年度の目標及びその達成に向けた活動計画については、126頁の農地の集積目標219.9ha、緑区分の遊休農地解消目標20.60ha、127頁の新規参入者への貸付農地面積35ha、最適化活動の活動目標日数10日などの数値を、令和5年度の活動目標にしております。以上で説明を終わります。

議長 ただいま、事務局から説明がありました。質問等はありませんか。

「質問なし」

「行動する鹿屋市農業委員会の確立に向けた取組方針の具体案について」ご異議ありませんか。

「異議なし」

「異議なし」ですので、鹿屋市農業委員会の最適化活動に係る目標数値等を県の農業会議に報告します。

次に、128頁、「農地法第18条第6項の規定による解約等の通知について」の報告です。事務局の説明をお願いします。

上之脇 資料128頁をご覧ください。合意解約につきましては、128頁から149頁です。今回は43件で、これらは全て、記載のとおり農地法第18条第6項の規定により双方合意のもと解約の通知書が提出されています。お目通し願います。以上です。

議長 ただいまの報告のとおり、128頁から149頁まで43件の合意解約です。報告しておきます。

以上で、第2回総会に付議された議案等の審議は全て終了しました。

次に、その他に入ります。委員の方々から、何かありませんか。

なければ、事務局からお願いします。

次長 皆様方にお願いがございます。この後、総会が閉会された後に、農地法の研修と地域計画について話をさせていただきます。少し時間をいただきますがよろしくをお願いします。

局長 それでは、6月の調査委員を申し上げます。

6月14日、水曜日、4条・5条の調査が、蔵ヶ崎委員、高田委員でございます。

6月14日、水曜日、農振調査が、郷原委員、西元委員でございます。

6月15日、木曜日、4条・5条の調査が、田村委員、谷口委員でございます。

6月15日、木曜日、3条調査が、榎原委員、中尾委員でございます。

6月の総会は、6月23日、金曜日の9時から市役所7階大会議室となります。

議 長 他に何かありませんか。

ないようですが、推進員さんから何かございませんか。

「はい」

議 長 どうぞ。

西 元 推進員の西元です。本日の議事ではないのですが、以前、農業委員会の行っている利用権設定と中間管理機構が行っている中間管理権がいわゆる一本化され、これにより利用権設定は無くなるというような話があったと思いますが、これからのスケジュールについて、分かる範囲で教えて頂けないでしょうか。

議 長 事務局。

局 長 西元委員の仰るとおり、農業経営基盤強化促進法が改定になったことにより、中間管理に全て移行するという形になります。具体的なスケジュールについては、今のところ事務局としてきちんとお示しすることは出来ませんが、国としては令和7年3月以降、そのような形にしていくと示されています。結論から言いますと利用権設定は無くなって、中間管理機構に変わっていくということになりますが、事務的にどのような形でやっていくかということについては、今、事務局も県などの研修会で説明を受けている段階で、例えば市長部局でやっていくのか、農業委員会でやっていくのか、流れからいうと農業委員会になるのかなという状況だと思います。

次 長 補足ですが、新たな利用権設定については、令和7年4月以降は契約できなくなります。が、それまでに契約した分については令和7年4月以降も継続できます。

例えば、今回、5年間の契約をした場合、5年後までは利用権設定は有効になりますが、5年後に新たな契約は出来ないということになります。つまり、令和7年4月以降は新たな利用権の設定は発生しないということになります。但し、継続の場合は令和7年4月以降も期限までは契約できるということになります。中間管理権については、今は、農政課が所管していますが、方向性が分かり次第、委員の皆様方には報告させていただきます。

議 長 他に何かありませんか。

なければ、これを持ちまして令和5年度第2回鹿屋市農業委員会総会を閉会します。

局 長 それでは、皆さん、ご起立下さい。姿勢を正してください。

「一同礼」

(閉 会)